

<p>定款全部改正（案）</p> <p><u>公益社団法人</u> 横浜市身体障害者団体連合会</p> <p>◎ この定款改正（案）は、内閣府作成の『移行認定のための「定款の変更案」作成案内』（平成20年10月10日）を基準に、公益法人協会の『公益法人定款・諸規程例』（平成21年6月20日）を参考に作成したものです。</p> <p>◎ この定款改正（案）の下線部分は、旧定款の加除、訂正条項です。</p>	<p>定款</p> <p>社団法人 横浜市身体障害者団体連合会</p> <p>設立趣意書</p> <p>横浜市身体障害者福祉団体連絡協議会（略称「浜身連」）は、昭和44年4月に、市内の四つの身体障害者で組織する団体が連合して結成された。障害者同士の理解を深め、会員の相互扶助と親睦を期するとともに、身体障害者の福祉の増進と社会的地位の向上をめざして活動を進めてきた。</p> <p>「障害者はその人間としての尊厳が尊重される生れながらの権利を有している」と高らかにうたいあげた1975年の障害者の権利宣言は、障害者に勇気と自信を与え、又、浜身連の在り方に新たなる視点を提示するものであった。更に障害者の「完全参加と平等」をテーマとする1981年の国際障害者年は、障害者福祉に社会的変革をもたらした。</p> <p>国際障害者年を契機に障害者問題に対する社会の関心は高まり、障害者理解が深まっていったが、そうした中で身体障害者自身が社会の変化を認識し、自立・自助をめざした行動を推進すべきであることを強く自覚することが出来たのである。</p> <p>この自覚の下に活動を続ける中で、昭和56年に新たに二つ、翌年に</p>
--	---

更に二つの身体障害者団体が、浜身連に加盟した。横浜市内の身体障害者団体の幅広い連帯が実現したことを踏まえ、昭和58年に会則を全面的に改訂し、権利能力なき社団としての形態を整えるとともに、横浜市の援助の下に事務局体制の整備をはかった。

以来、いろいろな障害種別の身体障害者が自ら組織・運営する団体として身体障害者の社会参加促進、更生援護、スポーツ・レクリエーション等に関する事業を行うとともに、福祉啓発活動を展開、身体障害者の福祉向上と自立促進を図ってきた。そしてこの2年間に、期待された役割を果たしてきたと自負するものである。

身体障害者を取りまく社会環境は、現在においても厳しいものであり福祉、教育、医療、雇用、所得保障等々の問題が山積している。これらの問題の解決に向けて、身体障害者とその障害種別を超えて結束し、努力すべきことは当然のことである。

更に今日、国際障害者年のテーマである障害者の「完全参加と平等」の実現をめざして、障害者自身による幅広い運動の推進が求められているが、浜身連はその運動の中核を担う立場にあることを自覚するものである。

今日迄の活動を自省し、今後の運動を考えると、浜身連の役割は益々大きくなり、周囲の期待も増大するものと確信する。同時にその責任の重さを痛感する。浜身連は、今後無責任な行動が許されぬ立場にあることを自覚するとき、自らの責任ある立場を、社会に明確に示すべき時期に至ったと判断する。

ここに、会員の総意に基づいて社団法人化を図り、今後更に充実した

<p>公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会</p> <p>定款全部改正 (案)</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第2条)</p> <p>第2章 目的及び事業 (第3条～第5条)</p> <p>第3章 社員 (第6条～第11条)</p> <p>第4章 社員総会 (第12条～第19条)</p> <p>第5章 役員 (第20条～第27条)</p> <p>第6章 理事会 (第28条～第32条)</p> <p>第7章 資産及び会計 (第33条～第37条)</p>	<p>活動を推進したい。</p> <p>社団法人 横浜市身体障害者団体連合会</p> <p>定款</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第4条)</p> <p>第2章 会員 (第5条～第10条)</p> <p>第3章 役員及び職員 (第11条～第15条)</p> <p>第4章 顧問及び相談役 (第16条)</p> <p>第5章 総会 (第17条～第24条)</p> <p>第6章 理事会 (第25条～第32条)</p> <p>第7章 資産及び会計 (第33条～第37条)</p>
---	--

<p>第8章 定款の変更及び解散 (第38条～第41条)</p> <p>第9章 事務局 (第42条)</p> <p>第10章 公告の方法 (第43条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、<u>公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会</u>という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市<u>港北区</u>内に置く。</p>	<p>第8章 定款の変更及び解散 (第38条～第39条)</p> <p>第9章 雑則 (第40条)</p> <p>付則</p> <p>社団法人横浜市身体障害者団体連合会の運営に関する規約</p> <p>設立 昭和60年3月25日</p> <p>社団法人横浜市身体障害者団体連合会</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、社団法人横浜市身体障害者団体連合会という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、事務所を横浜市港北区鳥山町1-7-5-2番地障害者スポーツ文化センター横浜ラポール内に置く。</p>
---	--

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横浜市に居住する身体障害者の社会参加促進、更生援護等に関する事業を行い、身体障害者の自立を促進し、その福祉の向上を図るとともに、障害者に対する社会の理解を深め、もって障害者の完全参加と平等な社会の実現をめざすことを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 身体障害者の社会参加促進に関する事業
- (2) 身体障害者の更生援護に関する事業
- (3) 身体障害者団体の連絡調整並びに指導、助言及び援助
- (4) 障害者福祉に関する相談、啓発事業
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、横浜市内において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 売店の運営に関する事業
- (2) その他前号に定める事業に関連する事業

2 前項の事業については、横浜市内において行うものとする。

(目的)

第3条 この法人は、横浜市に居住する身体障害者の社会参加促進、更生援護、スポーツ・レクリエーション等に関する事業を行い、身体障害者の自立を促進し、その福祉の向上を図るとともに、障害者に対する社会の理解を深め、もって障害者の完全参加と平等の実現をめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 身体障害者の社会参加促進に関する事業
- (2) 身体障害者の更生援護に関する事業
- ~~(3) 身体障害者のスポーツ・レクリエーションに関する事業~~
- (4) 身体障害者団体の連絡調整並びに指導、助言及び援助
- (5) 障害者福祉に関する啓発事業
- (6) 売店の運営に関する事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する横浜市内全域で組織された身体障害者の団体であって次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会が別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会

第2章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した身体障害者の団体とする。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員になろうとするものは、総会において定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会におい

<p>の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p>第11条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 総社員が同意したとき。</p> <p>(3) 当該社員が解散したとき。</p> <p>第4章 社員総会</p> <p>(構成)</p> <p>第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第13条 社員総会は、次の事項について決議する。</p>	<p>て、会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。</p> <p>(1) 会費を引続き1年以上納入しないとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。</p> <p>2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第10条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。</p> <p>第5章 総会</p> <p>(総会の構成等)</p> <p>第17条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>(総会の機能)</p> <p>第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議</p>
---	---

<p>(1) 社員の除名 (2) 理事及び監事の選任及び解任 (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認 (4) 定款の変更 (5) 解散及び残余財産の処分 (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催) 第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年<u>6月に1回開催</u>するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総社員の議決権の<u>5分の1以上の議決権</u>を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。 3 社員総会を招集するには、代表理事は社員総会の<u>1週間前</u>までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。</p>	<p>決する。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算の決定 (2) 事業報告及び収支決算の承認 (3) その他この法人の運営に関する重要な事項</p> <p>(総会の開催) 第19条 通常総会は、毎年<u>3月及び6月</u>に開催する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p> <p>(総会の召集) 第20条 総会は、理事長が召集する。 2 総会を召集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。</p>
--	--

<p>(議長) 第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。</p> <p>(議決権) 第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。</p> <p>(決議) 第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の<u>3分の2以上</u>に当たる多数をもって行う。 (1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。 理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>(総会の議長) 第21条 総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選任する。</p> <p>(総会の定足数) 第22条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(総会の議決) 第23条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
--	---

<p>(議事録)</p> <p>第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第5章 役員</p> <p>(役員の設定)</p> <p>第20条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>11名以上12名以内</u></p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、<u>2名を副理事長</u>、1名を専務理事、<u>1名を常務理事</u>とする。</p> <p>3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、<u>専務理事、常務理事</u>をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数</p> <p>(3) 出席会員の数</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p> <p>第3章 役員及び職員</p> <p>(役員の種類及び選任)</p> <p>第11条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1人</p> <p>(2) 副理事長 1人</p> <p>(3) 専務理事 1人</p> <p>(4) 常務理事</p>
--	---

<p>(役員を選任)</p> <p>第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、<u>業務執行理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</u></p> <p>3 <u>理事長は及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところ</p>	<p>2人</p> <p>(5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む) 8人以上11人以内</p> <p>(6) 監事 2人</p> <p>2 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>3 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事の互選により定める。</p> <p>4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第12条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。</p> <p>4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、この法人の常務を分掌する。</p> <p>5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。</p> <p>6 監事は、民法第59条の職務を行う。</p>
---	--

により、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

<p>(役員の報酬等)</p> <p><u>第26条 理事及び監事は、無報酬とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。</u></p> <p>(損害賠償の免除)</p> <p><u>第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第28条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p>	<p>2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第14条第1項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 顧問及び相談役</p> <p>—(顧問及び相談役)—</p> <p>第16条 ــــــــــــــــ この法人に顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び相談役は、学識経験者及び本法人に功績のあった者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3 顧問及び相談役は、業務について理事長の諮問に答える。</p> <p>第6章 理事会</p> <p>(理事会の構成)</p> <p>第25条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>(理事会の権能)</p>
--	--

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 規程の制定、変更及び廃止

(2) この法人の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

~~(2) 総会に付議すべき事項~~

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第27条 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の召集)

第28条

理事会は、理事長が召集する。

~~2 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。~~

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

<p>(議事録)</p> <p>第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事長及び監事は、<u>前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。</u></p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、<u>理事会の承認を受けなければならない。</u>これを変更する場合も、同様とする。</p>	<p>第31条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(理事会の議長)</p> <p>第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>(理事会の議事録)</p> <p>第32条 第24条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と、「出席会員の数」とあるのは「出席理事の氏名」と、「出席会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 財産目録に記載された財産 (2) 会費 (3) 入会金 (4) 寄付金 (5) 事業に伴う収入 (6) 資産から生じる収入 (7) その他の収入
---	---

<p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、<u>監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>(資産の管理)</p> <p>第34条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第36条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の日の前までに総会の承認を得なければならない。</p> <p>(事業報告及び収支決算書類)</p> <p>第37条 この法人の事業報告及び決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。</p>
--	--

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ法人に寄付する。

<p><u>体に贈与するものとする。</u></p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p> <p>第9章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 <u>事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は理事長が任免する。</u></p> <p>4 事務局の組織運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。</p> <p>第10章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に</p>	<p>(事務局)</p> <p>第15条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。</p> <p>第9章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。</p>
---	--

<p>掲示する方法により行う。</p> <p>附則</p> <p><u>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この法人の代表理事は平井 晃とする。</u></p> <p><u>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</u></p>	<p>付則</p> <p>1 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、昭和60年6月30日までとする。</p> <p>2 この法人の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。</p> <p>3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>4 この定款は、平成4年12月19日一部変更</p> <p>5 この定款は、平成5年9月24日一部変更</p> <p>6 この定款は、平成13年5月25日一部変更</p> <p>付表</p> <p>役員名簿</p> <p>役職名 氏名 理事長 小畑 孔司 副理事長 林 昌正 常務 理事 千代田 政雄</p>
--	---

	常務 理事 大槻 孝
	理事 山田 賢次
	理事 小仲井 万蔵
	理事 齊田 岑生
	理事 高島 勝次郎
	監事 岩本 朝治
	監事 梶村 富久子